

## COPAカード 年会費のご案内

●教職員の方 年会費無料

●学生・院生の方 在学中無料

ご卒業後は下記の年会費をご請求させていただきます。

※ご卒業時にむかえられるカード更新時から、三菱 UFJ カード(一般)へ自動的に切替えて発行いたします。

なお、卒業年月はご入会時に三菱UFJニコスへお届けいただいた年月とさせていただきます。

・年会費 三菱 UFJ カード(一般)

切替初年度 無料

切替 2 年目以降 1,375 円(税込)

2025 年 12 月 9 日改定

## COPAカード会員特約

### 第 1 条(本特約)

1. 本特約は、第 2 条第 1 項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

### 第 2 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と生活協同組合連合会大学生協事業連合(以下「事業連合」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。
  - COPAカード(学生用)
  - COPAカード(教職員用)
2. 入会申込者は、本特約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスおよび事業連合(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)と生活協同組合連合会大学生協(以下「大学生協」といいます。)の会員資格(以下「大学生協組合員資格」といいます。)とを有するものとします。

### 第 3 条(会員資格取消等)

1. 会員に事業連合および大学生協の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等大学生協組合員資格を有するに不適当であると認められた場合、事業連合は、何らの通知、催告を

要しないで当該会員の大学生協組合員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員が大学生協組合員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に大学生協組合員資格を喪失するものとします。

2. 教職員用の本人会員に対し、本カードの有効期限が到来する日の17ヵ月前から1ヵ月前までの期間に、三菱UFJニコスより一度も本カードの利用代金の約定請求がなかった場合、三菱UFJニコスは、本カードの有効期限の到来をもって、当該本人会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、その家族会員も、当然に三菱UFJニコス会員資格を喪失するものとします。
3. 会員が大学生協組合員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。
4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、事業連合または三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

#### 第4条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、事業連合および大学生協が提供する特典およびサービスを受ける場合、事業連合および大学生協所定の方法でその提供を受けるものとします。

#### 第5条(COPAカード(学生用)の切り替え)

会員が「COPAカード(学生用)」の発行を受けた場合には、卒業年度にむかえる有効期限更新時に、三菱UFJニコスの指定するカードが発行されること、およびその際の審査結果により新たなカードの発行が行なわれない場合があることを会員はあらかじめ承認します。

#### 第6条(リボ払い・分割払い手数料率)

1. 本カードのリボルビング払いの手数料は、会員規約の記載にかかわらず、「COPAカード(学生用)」は実質年率8.00%、「COPAカード(教職員用)」は実質年率10.20%とします。
2. 本カードの分割払いにおける支払回数、支払期間、手数料率(実質年率)、分割手数料は、会員規約の記載にかかわらず、下記のとおりとします。ただし、ボーナス併用分割払いの場合、手数料率(実質年率)が下表と異なることがあります。

支 払 回 数 (回)	1	2	3	5	6	10
支 払 期 間 (ヵ月)	1	2	3	5	6	10
手数料率(実質年率)(%)	0	0	6.50	7.25	7.25	7.75
利用代金(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額(円)	0	0	1.08	1.80	2.16	3.60
支 払 回 数 (回)	12	15	18	20	24	ボーナス括
支 払 期 間 (ヵ月)	12	15	18	20	24	1~6
手数料率(実質年率)(%)	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00	0
利用代金(現金価格)100円あたりの分割払手数料の額(円)	4.32	5.40	6.48	7.20	8.64	0

## 第7条(適用除外)

- 会員規約中の次の規定は適用されないものとします。
- ・家族会員に関する規定(本特約中の家族会員に関する規定を含みます。)
  - ・Visa ブランド以外の国際ブランドに関する規定

## 第8条(年会費)

本カードの年会費は、生協加入期間中は無料とします。

2025年12月9日改定

# COPAカード「個人情報の取扱いに関する特約」

## 第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはCOPAカード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

## 第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。

②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。

③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、日々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:生活協同組合連合会大学生協事業連合

利用目的:①生活協同組合連合会大学生協事業連合の事業における市場調査、商品開発。

②生活協同組合連合会大学生協事業連合の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

(お問合せ先)

連絡先名称:生活協同組合連合会大学生協事業連合 東海地区

住 所:〒466-8657

愛知県名古屋市昭和区山手通二丁目 16-1

電話番号:052-839-2888

### **第3条(利用中止の申出)**

会員等が、前条の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコスまたは提携先に中止を申出した場合、三菱UFJニコスおよび提携先は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコスもしくは提携先にご連絡ください。

### **第4条(個人情報の開示・訂正・削除)**

1. 会員等は提携先に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先に開示を求める場合には、提携先にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。